

# みずほビジネス WEB 利用規定

## 第1条 みずほビジネス WEB の内容等

### 1. サービスの内容

この規定でいう「みずほビジネス WEB (以下「本サービス」といいます。))とは、当行に対し所定の申込手続を完了した方(以下「契約者」といいます)が、当行との取引に関するデータを契約者のパソコン等(以下「使用端末」といいます)からインターネット等のオープンネットワークを介して通信回線により授受するサービスをいいます。

### 2. 本人確認手段

(1) 本サービスには、サービスをご利用いただく際の認証方法に「電子証明書方式」および「ID・パスワード方式」があります。

電子証明書方式  
電子証明書およびログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式  
ID・パスワード方式  
ログイン ID およびログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式

(2) 本サービスのご利用にあたっては、照会用暗証番号、振込振替用暗証番号、確認暗証番号、承認パスワード、その他必要な事項を当行に届出てください。「ID・パスワード方式」をご希望の場合は、当行所定の方法により別途当行に届出てください。

(3) 「電子証明書方式」および「ID・パスワード方式」いずれの場合も、初回ご利用時に、当行所定の方法により申込口座、照会用暗証番号を入力していただき、当行が受信した申込口座、照会用暗証番号と届出の申込口座、照会用暗証番号との一致を確認した場合は、送信者を契約者本人とみなし、ログイン ID、ログインパスワードを取得していただきます。

(4) 「電子証明書方式」をお申込の場合には、当行が発行する電子証明書を当行所定の方法により、契約者の使用端末にインストールしていただきます。「ID・パスワード方式」をお申込の場合は不要です。「電子証明書方式」では、電子証明書をインストールする際、前号で取得したログイン ID が必要となります。「電子証明書方式」では、ログイン ID は電子証明書のインストールのためにのみ使用されます。

電子証明書は当行所定の期間(以下「有効期間」といいます)に限り有効です。契約者は、有効期間が満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。なお、当行はお客さまに事前に告知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。本契約が解約された場合、電子証明書は無効となります。

(5) 以降の取引においては、当行は、受信した電子証明書(「電子証明書方式」ご利用の場合)またはログイン ID(「ID・パスワード方式」ご利用の場合)、ログインパスワード、照会用暗証番号、振込振替用暗証番号、確認暗証番号、取引実行パスワード、ワンタイムパスワード(ワンタイムパスワードご利用の場合)(以下、総称して「本人確認情報」といいます)と届出の本人確認情報の一致を本規定にて利用がてら確認することにより本人確認を行います。

(6) 当行は、本人確認情報の一致を確認して取り扱いましたら、本人確認情報につき不正使用・盗用および通信電文の改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の故意または過失により生じたものでない限り責任を負いません。本人確認情報は、第三者に知られたり盗難されないよう契約者ご本人が厳重に管理するものとします。

(7) 本人確認情報が第三者に知られたり盗難された場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当行所定の時間内に当行に届出るとします。当行は本サービスの利用を停止します。

(8) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(9) 電子証明書をインストールした使用端末を認識・破壊する場合、契約者が事前に当行所定の方法により電子証明書の削除を行うものとします。契約者がこの削除を行わなかった場合、電子証明書の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害につきましては、当行は責任を負いません。使用端末の認識・破壊により新しく使用端末を使用する場合は、当行所定の方法により電子証明書を再インストールしてください。

(10) 契約者が届出と異なる本人確認情報の入力、当行所定の回数以上を連続して行なったときは、当行は本サービスの利用を停止します。本サービスの利用再開にあたっては、当行所定の方法により当行に届出てください。

### 3. 手数料

(1) 本サービスの利用にあたっては、当行所定の基本手数料をいただきます。また、振込・振替の受付にあたっては当行所定の振込手数料をいただきます。ただし、振込手数料の支払いについては、当行が認める場合において当行所定の日に一括して引落す方法によることができます。

基本手数料その他の本サービス利用にかかる手数料は、当行所定の日に、預金通帳、払戻請求書、小切手またはカードの提出を受けることなく、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。また、領収書等は発行しないものとします。基本手数料については、利用申し込み日より本サービスを利用することができることとなった日が属する月、または、本サービスが解約された日が属する月にかかる月額使用料の金額は当行所定の金額とし、日割り計算は行わないものとします。

(2) 振込・振替の依頼内容変更・組戻しにあたっては当行所定の手数をいただきます。

(3) 当行は、基本手数料その他本サービス利用にかかる手数料を、契約者に事前に通知することなく変更または新設することがあります。

### 4. サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は当行が別途定める時間内とします。ただし、当行は契約者に事前に通知することなく取扱時間を変更する場合があります。

### 5. サービス種類・内容の変更

この契約におけるサービス種類・内容は当行の都合で変更されることがあります。

## 第2条 提供サービス

### 1. 照会サービス

#### (1) 照会サービスの内容

照会サービスとは、契約者からの使用端末による依頼にもつき、あらかじめ指定された照会対象預金口座の入出金明細等の口座情報を照会できるサービスです。

#### (2) 照会サービスの受付等

照会サービスを利用する場合は、当行の定める方法および操作手順にもついで、所定の内容を使用端末より入力してください。当行がすでに応答した内容について、振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、その内容を変更または取消しいたします。そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 2. 振込・振替サービス

#### (1) 振込・振替サービスの内容

振込・振替サービスとは、使用端末によって、次の振込・振替取引を行なう場合に利用できるサービスです。

依頼日当日に、あらかじめ契約者が指定した契約者名義の預金口座(以下「支払指定口座」といいます)から振込資金または振替資金(以下「振込・振替資金」といいます)を引落としのうえ、契約者が指定した当行または他の金融機関の国内本支店の預金口座(以下「入金指定口座」といいます)へあてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引

依頼日の営業日以後1ヵ月以内の営業日で契約者が指定する日(以下「振込・振替指定日」といいます)に、支払指定口座から振込・振替資金を引落としのうえ、入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引(以下「振込・振替予約」といいます)。

(2) 前項における入金指定口座の指定は、あらかじめ契約者が届出する方式(以下「事前登録方式」といいます)または、都度契約者が指定する方式(以下「都度指定方式」といいます)により行います。ただし、「ID・パスワード方式」ご利用の場合には、都度指定方式は、振込・振替予約のみのお取り扱いとなります。

(3) 振込・振替取引は、次の各号の区分により取扱います。

支払指定口座と入金指定口座とが同一店内でない場合、または支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にあっても名義が異なる場合には、「振込」として取扱います。支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にあり、かつ同一名義の場合には、「振替」として取扱います。

#### (4) 振込・振替取引の依頼

振込・振替サービスによる1日および1件あたりの振込金額または振替金額(以下「振込・振替金額」といいます)は、あらかじめ契約者が指定した金額の範囲内とします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。

振込・振替サービスによる振込・振替取引を依頼する場合には、支払指定口座の選択、入金指定口座の登録番号(都度指定方式のときは、入金指定口座のある金融機関コード、店番号、および当該口座の名義、科目コード、口座番号)振込・振替金額、暗証番号その他の所定の事項の入力を、当行所定の方法により使用端末より行ってください。当行は、指定された事項を依頼内容とします。

当行が受信した暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認した場合には、依頼内容を返しますので、これを確認のうえ、確認コードを使用端末より入力してください。都度指定方式の場合には、確認暗証番号も入力してください。

#### (5) 振込・振替契約の成立等

依頼内容は、当行が受信した暗証番号および都度指定方式の場合の確認暗証番号(以下これらを「暗証番号」といいます)と届出の暗証番号との一致を確認するとともに、確認コードを受信した時点で確定するものとします。

依頼内容が確定したときは、その旨の通知を契約者に送信しますので、確認してください。回線障害等により取引が中断した場合やこの通知が届かない場合には、直ちにお取引店に照会してください。この照会がなかったことよって生じた損害については、当行は責任を負いません。当行は、依頼内容確定時(ただし、振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日)に、振込・振替資金、振込手数料(第1条3.(1)ただし書きの方法により支払うものを除きます。)(以下「振込・振替資金等」といいます)を、預金通帳、払戻請求書、小切手またはカードの提出を受けることなく、支払指定口座から自動的に引落します。また、領収書等は発行しないものとします。

振込・振替契約は、前項に規定する振込・振替資金等を当行が支払指定口座から引落した時に成立するものとします。前項に定める引落しができなかった場合(支払指定口座の解約、差し押さえ等やむをえない事情により当行が支払を不適当と認めた場合も含みます)依頼内容は取消されたものとして取り扱います。

前項より振込・振替契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもついで振込通知を発信し、または振替の処理を行います。

振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当行所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻し手続により処理します。

#### (6) 振込・振替依頼内容の変更・組戻し

振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関、店舗名または振込金額を変更する場合には、次項に規定する組戻しの手続により取扱います。

7. 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章(以下「届出の印章」といいます)により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

1. 当行は、訂正依頼書に、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。

7. 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻し依頼書に、届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

1. 当行は、組戻し依頼書に従って、組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

7. 組戻しされた振込資金は、組戻し依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受ける場合には、当行所定の受取書に届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

前2号の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取消はできません。

#### (7) 振込・振替依頼内容の取消

振込・振替予約の場合には、依頼の取消の取扱いについては、第2条2.(6)に規定する方法のほか、振込・振替指定日の前営業日前までに限り、使用端末によって当行所定の方法により行うことができます。前項の使用端末からの依頼の取消の取扱いについては、第2条2.(5) および第2条2.(5)の規定を準用します。

#### (8) 取引内容の確認

振込・振替サービスによる振込・振替取引の内容は、使用端末により、当行所定の期間、方法によって照会することができます。振込・振替サービスによる取引後は、すみやかに普通預金通帳等への記入または当座勘定照合表等により取引内容を照合してください。万一、取引内容に相違があるときは直ちにその旨をお取引店に連絡してください。契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものととして取扱います。

### 3. 一括伝送サービス

#### (1) 一括伝送サービスの内容

一括伝送サービスとは、使用端末により総合振込の依頼ができるサービスです。総合振込の振込指定口座  
契約者は、振込を依頼するにあたっては、事前に振込指定口座の確認を行うものとします。ただし、確認に際して必要がある場合は、当行は契約者に協力を要するものとします。振込を指定できる預金口座は、普通預金、当座勘定および貯蓄預金とします。

#### (2) 一括伝送サービスの依頼

一括伝送サービスにおける一回あたりの振込金額は、あらかじめ契約者が指定した金額の範囲内とします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。また、1回の依頼により当行が受付可能な件数は当行所定の件数上限とします。

#### 依頼の方法

##### 7. データの作成

一括伝送サービスのログイン ID を有する利用者に対して表示される画面において、当行の定める方法および操作手順にもついで、所定の内容を使用端末より入力していただく方法として、作成したデータは、当行所定の受付時間までに確定し、当行所定の方法により、承認権限がある利用者指定のうえ承認依頼を行ってください。当行は承認依頼を受け付けますと、指定された利用者に対して電子メールにて通知します。

##### 1. 依頼データの承認

承認依頼を受けた利用者は、確定したデータの内容を確認の上、当行所定の受付時間までに承認操作を行ってください。当行は、受信した承認パスワードと届出の承認パスワードとの

一致を確認した場合には、受付結果を画面上に表示し、また電子メールにより通知しますので、必ずこれを確認してください。回線障害等により取引が中断した場合やこの通知が届かない場合には、直ちにお取引店に照会してください。この照会がなかったことよって生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. 承認手続きが完了した場合には、当行は、正当な契約者からの依頼が完了したものとし、振込指定日に振込手続き、もしくは納付日に納付手続きを行います。

10. 第2条3.(2)イによるデータ承認後は、依頼データの取消・変更はできません。

契約者は、総合振込においては、振込指定日の前営業日までに振込代り金および振込手数料を支払口座に入金することとします。当行は、預金通帳、払戻請求書、小切手またはカードの提出を受けるとなく、支払指定口座から自動的に引落します。(振込手数料については、第1条3.(1)ただし書きの方法により支払うものを除きます。)また、領収書等は発行しないものとします。前項に定める引落しができなかった場合(支払指定口座の解約、差し押さえ等やむをえない事情により当行が支払を不相当と認めた場合も含みます。)依頼内容は取消されたものとして取り扱います。

振込依頼内容の変更・組戻

第2条2.(6)に準じます。

取引内容の確認

7. 一括伝送サービスによる取引後は、すみやかに普通預金通帳等への記入または当座勘定照合表等により取引内容を照会してください。万一、取引内容に相違があるときは直ちにその旨をお取引店に連絡してください。

1. 契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容に正当なものとして取り扱います。

#### 4. 明細照会(日付範囲指定)

(1) 明細照会(日付範囲指定)の内容

明細照会(日付範囲指定)とは、入出金明細または振込入金明細のいずれかを、日付範囲を指定して照会できるサービスです。

また、お客さまの設定により、あらかじめ指定された照会対象預金口座に入出金または振込入金があったことを、契約者の指定する電子メールアドレス宛に電子メールにてお知らせすることも可能なサービスです。

契約者が当行所定の方法に基づき所定の内容を使用端末にて届出ることにより、電子メールに取引内容の明細(PDFファイル)を添付することもできます。

(2) 電子メールアドレス等の登録

前項の電子メールによるお知らせの利用にあたっては、使用する電子メールアドレス、電子メールへの取引明細(PDFファイル)の添付有無、取引明細(PDFファイル)のパスワード等の当行所定の内容を、当行所定の方法で使用端末により届出てください。

(3) 明細照会の内容の確認

明細照会(日付範囲指定)の内容は、当行所定の期間、使用端末により照会することができます。照会する場合、当行所定の方法により当行所定の内容を使用端末より入力してください。

(4) 契約者は、前記(2)にて登録した電子メールアドレス、パスワード類を契約者自身の責任において厳重に管理するものとします。明細照会(日付範囲指定)にて利用している電子メールアドレスの解約・変更、明細照会(日付範囲指定)の利用権限の喪失等があった場合には、当行所定の方法により、速やかに電子メールアドレスの削除、変更等を行うものとします。この削除、変更等が行われるまでに何らかの事故があった場合、そのために生じた損害については、当行は当行の故意または過失により生じたものでない限り責任を負いません。

(5) 当行がすでに通知した内容について、振込依頼人から訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、その内容を変更または取消します。そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 5. モバイルバンキングサービス

(1) モバイルバンキングサービスの内容

モバイルバンキングサービスとは、当行所定の環境を備えた契約者の携帯電話機により以下の取引もしくは機能を利用できるサービスです。

照会サービス

契約者からの携帯電話機による依頼にもつき、あらかじめ指定された照会対象預金口座の入出金明細等の口座情報を照会できるサービスです。

振込・振替サービス

携帯電話機によって、次の振込・振替取引を行なう場合に利用できるサービスです。

7. 依頼日当日に、支払指定口座から振込・振替資金を引落しとのうえ、入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引

4. 振込・振替予約

パソコン等からインターネット等のオープンネットワークを介して、みずほビジネスWEBにログインすることを停止または解除する機能

契約者が第1条2.(3)により取得したログインパスワード、確認用パスワードを変更する機能

(2) 本サービスのご利用にあたっては、当行所定の方法で使用端末により届出てください。

(3) 本人確認手段

前項(2)による届出を行った後、本サービスに利用する契約者自身の携帯電話機により、当行所定の方法でログインID、ログインパスワード等の当行所定の内容を入力しログインしてください。

当行は受信したログインID、ログインパスワードと届出のログインID、ログインパスワードの一致を確認することにより本人確認を行い、当該ログインにより受信した当該携帯電話機にかかるモバイルサービス事業者より同電話機固有の番号として割り当てられた番号(以下「携帯電話機のID情報」といいます)を、契約者ご本人の携帯電話機ID情報として届出があったものとします。以降の本サービスにかかる取引における本人確認については、この携帯電話機のID情報とログインパスワードを本人確認情報として、第1条第2項を適用します。

携帯電話機のID情報、ログインパスワード、その他本人確認に必要なものは契約者自身の責任において厳重に管理するものとします。当行は、携帯電話機のID情報および本人確認情報の一致を確認して取扱いましたら、携帯電話機のID情報および本人確認情報の偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の故意または過失により生じたものでない限り責任を負いません。

(4) 照会サービスの取扱については、第2条第1項の規定を準用します。この場合において、同条同項中「使用端末」とあるのは「携帯電話機」と読み替えるものとします。

(5) 振込・振替サービスの取扱については、第2条第2項の規定を準用します。この場合において、同条同項中「使用端末」とあるのは「携帯電話機」と、同条同項第(4)号に「振込・振替サービスによる振込・振替取引を依頼する場合には、支払指定口座の選択、入金指定口座の登録番号(都度指定方式のときは、入金指定口座のある金融機関コード、店番号、および当該口座の名義、科目コード、口座番号)振込・振替金額、暗証番号その他の所定の事項の入力を、当行所定の方法により使用端末より行ってください」とあるのは「振込・振替サービスによる振込・振替取引を依頼する場合には、支払指定口座の選択、入金指定口座の登録番号の入力(都度指定方式のときは、入金指定口座の選択)振込・振替金額、暗証番号その他の所定の事項の入力を、当行所定の方法により携帯電話機より行ってください」と読み替えるものとします。

#### 第3条 届出事項の変更

1. 暗証番号、支払指定口座、印章、名称、商号、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の書面によってお取引店に届出てください。
2. 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 第4条 免責事項

1. 次の各号の事由により振込・振替金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由があったとき
  - (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を構築したにもかかわらず、通信機械およびコンピュータ等の障害が生じたとき
  - (3) 当行の責によらず、回線障害、電話の不通、通信業者のシステム障害等が生じたとき
  - (4) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき
2. 当行が本人確認情報と一致を確認して取扱いましたら、本人確認情報につき不正使用・盗用および通信電文の改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は、当行の故意または過失により生じたものでない限り責任を負いません。
3. 当行は、当行所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、何らの保証をするものではありません。
4. 契約者が提出した書面等に使用された印影が当行が届出の印影と相当の注意をもって照し、相違ないものと認め取扱を行なった場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### 第5条 解約等

1. 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。
2. 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合には、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
3. 申込口座、手数料引落口座が解約された場合には、本利用契約も解約されたものとみなします。
4. 契約者に次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも本利用契約を解約することができます。この場合、契約者への通知の到着の如何にかかわらず、当行が解約の通知を契約者のあらかじめ届け出た住所へ発信した時に本利用契約は解約されるものとします。
  - (1) 支払の停止または破産・再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後執行される倒産処理に関する法令に基づく倒産開始手続開始の申し立てがあった場合
  - (2) 契約者の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申し立てがあった場合
  - (3) 契約者との取引停止処分を受けたとき
  - (4) 前3号のほか、契約者の信用情報に重大な変化が生じたとき当行が判断した場合
  - (5) 解散その他営業活動を休止した場合
  - (6) 本規定第1条3項に定める手数料等の本契約にかかる債務を2ヵ月連続して支払わなかった場合
  - (7) 本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の懈怠があった場合または記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合
  - (8) 契約者が不正な取引を行ったとき当行が判断した場合
  - (9) 本規定、銀行取引約定書その他契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合等、当行が解約を必要と判断する事由が生じた場合
  - (10) 一括伝送サービスにおいて、当行所定の振替日の前日までに振込代り金および振込手数料または納付金および所定の手数料を支払指定口座に入金しなかった場合
  - (11) 電子メールアドレスを保有しなくなった場合
5. 解約の場合、未払手数料は、解約と同時に(1)は当行所定の日に引き落とします。
6. 当行は、事前に契約者に通知することなくサービスを休止することができます。そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
7. この契約が解約等により終了した場合には、その時までに振込・振替の処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

#### 第6条 反社会的勢力の排除

契約者は、次の(1)の各号のいずれかに該当し、もしくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止され、または速断により本サービスの利用契約が解約されるとも異議を申しません。なお、これにより契約者に損害が生じた場合でも当行は利用者に対して一切の損害賠償責任を負わないものと、また当行に損害が生じた場合は、契約者がその損害を賠償するものとします。

- (1) 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは持株能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約すること  
暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること  
暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること  
自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること  
暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること  
役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

暴力的な要求行為

法的な責任を超えた不当な要求行為

取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

その他前各号に準ずる行為

#### 第7条 サービスの廃止

当行は、相当な期間の事前の告知をもって本サービスを廃止、または廃止することができます。この場合、契約者は当行に対し一切の異議を申し立てないものとします。

#### 第8条 準拠法と管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づき諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

#### 第9条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定、その他該当の預金規定、総合口座取引規定、当座勘定貸付約定書、カードローン契約書および振込規定により取扱います。

#### 第10条 規定の変更等

1. 当行が必要と判断した場合には、次項に定める方法で契約者に変更内容を告知することにより規定の内容を変更することができるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定により取扱うものとします。
2. 規定の変更は当行ホームページにて告知するものとします。契約者は、変更内容に同意しない場合には、その旨を当行に通知するものとします。当行は、同意しない旨の通知を受領しない場合には、契約者は変更内容に同意したものとみなします。また、変更に同意しない旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本利用契約を解約することができるものとします。

#### 第11条 海外からの利用について

契約者が日本国外において本契約に基づき諸取引にかかる行為を行った場合であっても、当行はそれ

らの行為はすべて日本国内で行なわれたものとみなします。また、契約者が日本国外において本契約に基づく諸取引を行ったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

**第12条 契約期間**

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

**第13条 顧客情報の取り扱い**

本サービスの利用に関し、当行はお客さまの情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の関連会社、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当行は、法令、裁判手続その他法的手続、または監督官庁により、お客さまの情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

**第14条** 当行が不相当と判断した場合には、本サービス利用のご希望にそえない事がございますのでご了承ください。

以上

(当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772)

(2016年5月現在)